



204

D148

令和 7年 8月 19日

三重県知事

一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県度会郡玉城町岡村461番地2

医療法人の名称 医療法人EQM

理事長名 上原 伸一

電話 0596 (58) 8787



決 算 届

令和 6年 6月 1日から令和 7年 5月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 経営状況に関する情報(診療所)
- 7 職種別給与総額及び人数に関する情報(診療所)



様式1

事業報告書

(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人EQM
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県度会郡玉城町岡村461番地2
- (3) 設立認可年月日 令和5年6月²⁶~~30~~日
- (4) 設立登記年月日 令和5年7月6日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	延久のみちクリニック	2412805521	三重県度会郡玉城町 岡村461番地1	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和6年7月25日 令和5年度決算の決定
- 令和7年5月1日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和7年5月25日 令和7年度の役員報酬の改定

様式 2

法人名 医療法人EQM
所在地 三重県度会郡玉城町岡村461番地1

※医療法人整理番号 0748

財 産 目 録
(令和 7年 5月31日現在)

1. 資 産 額	264,181 千円
2. 負 債 額	200,843 千円
3. 純 資 産 額	63,338 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	73,700
B 固 定 資 産	190,481
C 資 産 合 計 (A+B)	264,181
D 負 債 合 計	200,843
E 純 資 産 (C-D)	63,338

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人EQM
所在地 三重県度会郡玉城町岡村 4 6 1 番地 1

※医療法人整理番号 10748

貸 借 対 照 表
(令和 7年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	73,700	I 流 動 負 債	106,794
II 固 定 資 産	190,481	II 固 定 負 債	94,048
1 有 形 固 定 資 産	27,374	負 債 合 計	200,843
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	163,106	科 目	金 額
		I 基 金	61,000
		II 積 立 金	2,338
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	63,338
資 産 合 計	264,181	負債・純資産合計	264,181

法人名 医療法人EQM
所在地 三重県度会郡玉城町岡村 4 6 1 番地 1

※医療法人整理番号 12748

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 6月 1日 至 令和 7年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	380,063
2 事業費用	381,869
本来業務事業損失	1,806
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,806
II 事業外収益	1,286
III 事業外費用	4,529
経常損失	5,049
IV 特別利益	3
V 特別損失	0
税引前当期純損失	5,045
法人税等	△ 652
当期純損失	4,393

監 事 監 査 報 告 書

医療法人EQM

理事長 上原伸一 殿

私は、医療法人EQMの令和6年度会計年度(令和6年6月1日から令和7年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年7月25日

医療法人EQM

監事 若林 達也

